



# 山形県公報

平成25年6月28日(金)  
第2456号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) …773
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) …774
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) …775
- 基本測量の実施の通知……………(農村整備課) …同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) …同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) …同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) …776
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) …同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) …777
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) …同
- 一般国道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) …778
- 県証紙売りさばき人の名称の変更……………(会計局) …同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 平成25年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用対策課) …779

## 告 示

### 山形県告示第643号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.45パーセント」を「年0.60パーセント」に、「年0.25パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年6月12日から適用する。
- 2 平成25年6月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日      |
|--------------|-----------------------|------------|
| 富田歯科西高前医院    | 山形市美畑町4番29号           | 平成25. 6. 1 |
| いのこファミリー歯科医院 | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端331番地8 | 同          |

## 山形県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|----------------------|--------------------------------|--------------------|------------|
| 青空つどいの家              | 介護予防通所介護                       | 西村山郡河北町西里字両所1997番地 | 平成25. 3. 1 |
| 地域ケアセンター東陽館居宅介護支援事業所 | 居宅介護支援                         | 米沢市丸の内二丁目3番3号      | 同 5. 1     |
| 富田歯科西高前医院            | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導       | 山形市美畑町4番29号        | 同 6. 1     |
| 三友堂リハビリテーションセンター     | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 米沢市成島三丁目2番90号      | 同          |

## 山形県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------------------|----------------|-------------|
| 三友堂通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 米沢市成島町三丁目2番90号 | 平成25. 5. 31 |

**山形県告示第647号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称              | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|------------------|---------------|------------------------------|
| 医療法人社団みゆき会みゆき会病院 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 平成25年7月14日から<br>平成28年7月13日まで |

**山形県告示第648号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市  
長井市  
西置賜郡白鷹町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成25年7月4日から平成26年3月14日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第649号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 伊 藤 文 男 | 寒河江市大字清助新田17番地  |
| 監 事      | 真 木 孝 佳 | 西村山郡河北町大字田井36番地 |

**山形県告示第650号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 國 井 敏 夫   | 寒河江市大字八鍬1611番地 |
| 監 事      | 黒 田 志 美 夫 | 西村山郡河北町谷地辛63番地 |

## 山形県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 黒 坂 峰 昭 | 最上郡鮭川村大字庭月1978番地 |
| 同        | 堀 米 昭 男 | 同 2060番地         |
| 同        | 中 嶋 正 美 | 同 1998番地         |
| 同        | 堀 米 信 一 | 同 170番地          |
| 同        | 堀 米 康 男 | 同 1988番地         |
| 同        | 井 上 秀 一 | 同 1980番地         |
| 同        | 藤 田 智 昭 | 同 2038番地         |
| 監 事      | 井 上 吉 勝 | 同 2330番地         |
| 同        | 中 嶋 正 勝 | 同 2188番地の2       |
| 同        | 井 上 俊 一 | 同 2367番地         |

## 山形県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 黒 坂 峰 昭 | 最上郡鮭川村大字庭月1978番地 |
| 同        | 堀 米 信 一 | 同 170番地          |
| 同        | 堀 米 昭 男 | 同 2060番地         |
| 同        | 井 上 秀 一 | 同 1980番地         |
| 同        | 堀 米 康 男 | 同 1988番地         |
| 同        | 藤 田 智 昭 | 同 2038番地         |
| 同        | 堀 米 良 一 | 同 2064番地         |

|    |      |   |          |
|----|------|---|----------|
| 監事 | 井上吉勝 | 同 | 2330番地   |
| 同  | 中嶋正勝 | 同 | 2188番地の2 |
| 同  | 井上俊一 | 同 | 2367番地   |

## 山形県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所            |
|----------|-------|---------------|
| 理事       | 鈴木宗一  | 南陽市川樋3337番地の2 |
| 同        | 遠藤幸一  | 同 2379番地      |
| 同        | 遠藤伊三郎 | 同 2030番地      |
| 同        | 山田好美  | 同 2035番地の1    |
| 同        | 本木滋太  | 同 2015番地      |
| 監事       | 笹修一   | 同 3345番地      |
| 同        | 松田順一  | 同 2071番地      |

## 山形県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所          |
|----------|------|-------------|
| 理事       | 土屋広美 | 南陽市川樋1779番地 |
| 同        | 武田伸治 | 同 2012番地    |
| 同        | 朝倉寿彦 | 同 1979番地    |
| 同        | 松田堅一 | 同 1946番地    |
| 同        | 鈴木宗一 | 同 3337番地の2  |

|     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| 監 事 | 風 間 正 弘 | 同 | 新田632番地    |
| 同   | 山 田 好 美 | 同 | 川樋2035番地の1 |

**山形県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年6月28日から同年7月11日まで縦覧に供する。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市大字館山字十七石上1722番2から  
同 1722番7まで
- 3 供用開始の期日 平成25年6月28日

**山形県告示第656号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名          |                             | 売りさばき所の所在地    | 変更年月日      |
|---------------------------|-----------------------------|---------------|------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後                       |               |            |
| 社団法人山形県観光物産協会<br>会長 平井 康博 | 公益社団法人山形県観光物産協会<br>会長 平井 康博 | 山形市城南町一丁目1番1号 | 平成25. 4. 1 |

**選挙管理委員会関係**

告 示

**山形県選挙管理委員会告示第36号**

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成25年6月28日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

「 〃 米沢市中部コミュニティセンター」を 「 〃 米沢市中部コミュニティセンター アクティー米沢 」 に、  
「西村山郡河北町 河北町コミュニティセンター を  
〃 河北町総合交流センターサハトベに花」  
「西村山郡河北町 河北町総合交流センターサハトベに花  
〃 河北町職業訓練センター に改める。  
〃 河北町どんがホール 」

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
平成25年6月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時  
平成25年9月13日（金） 午前11時から
  - (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁701会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
  - (2) 科 目  
指導方法
- 3 試験の対象者  
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続  
受験申請書を平成25年8月12日（月）から同月23日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用対策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成25年8月12日（月）から同月23日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 その他  
詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2388）に問い合わせること。

平成25年 6月28日印刷  
平成25年 6月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056